

必要な手続き

大切な方が亡くられたときに必要となる主な手続きは次のとおりです。

必要な手続きは多く、人によっても異なるので、事前に各窓口でお問い合わせください。

◎ 市役所・町村役場／年金事務所

- 死亡届(7日以内)
- 埋火葬許可申請書提出
- 世帯主の変更
- 健康保険資格喪失届
- 埋葬費の受け取り
- 年金受給停止の手続き
- 遺族基礎年金受給の手続き

◎ 税務署

- 故人の所得税準確定申告手続き
- 相続税の申告

◎ 銀行・郵便局・カード会社など

- 預貯金の相続手続き
- 公共料金の引き落とし口座変更など
- クレジットカードの解約

◎ その他

- 生命保険の受け取り手続き(生命保険会社)
- 債務、ローンなどの整理(消費生活センター)
- 運転免許証の返却(警察署)
- 不動産の相続登記(司法書士)
- 遺言書の開封(弁護士、司法書士)
- 勤務先、学校などへの連絡

大切なご家族を
亡くされた方へ



思いを語れる場所があります

群馬県こころの健康センター

前橋市野中町368

☎ 027-263-1166